

ちゅうなん トクトーク!
得 トーク ライフ



トピックス

- **くらしのはてな?**
消費税の軽減税率制度が実施されます
- **無料相談会のお知らせ**
- **NEWS**
普及が進むキャッシュレス決済
- **なんでもデータ!!**
- **ちゅうなんインフォメーション**
・カーライフプラン
・教育プラン

無料相談会のお知らせ

顧問弁護士による **法律相談**

2/14(木)、3/14(木)、4/11(木)

顧問税理士による **税務相談**

2/13(水)、2/27(水)、3/13(水)、
3/27(水)、4/10(水)、4/24(水)

当金庫提携先 株式会社朝日信託による **遺言信託・相続相談**

随時個別開催

時 間 法律・税務 10:00~12:00

ご相談場所

中南信用金庫経営情報センター
(伊勢原支店2階)

*ご相談の際には事前にご予約が必要です。
*詳しくは経営情報センターまたは営業店まで。
経営情報センター ご相談受付専用フリーダイヤル

☎ 0120-775-598

所得税・贈与税の申告・納税は、

3月15日(金)

までです。

顧問税理士による
税務相談会

をご利用ください!

2/13(水)、2/27(水)、3/13(水)

ご予約受付中!!

先着順ですので、ご予約はお早めに!

くらしのはてな?

《消費税の軽減税率制度が実施されます》

2019年10月1日から、消費税の税率が8%から10%へ引上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。対象となる品目の基準等、複雑でわかりにくいとも言われるこの軽減税率制度ですが、今回はこの制度について重要なポイントをまとめます。

■ **どんな品目が軽減税率の対象になるの?**

軽減税率の対象になるのは以下の品目です。これらの品目には軽減税率が適用され、2019年10月1日以降も消費税の税率は8%となります。

(1) **飲食料品**

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除く)をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

(2) **新聞**

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの(定期購読契約に基づくもの)をいいます。

軽減税率の対象となる品目

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲(イメージ)



主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象(それ以外の場合は、標準税率の対象)

また、外食については販売形態による区別も存在します。

軽減税率の適用対象(8%)	軽減税率の適用対象外(10%)
コンビニエンスストアでの持ち帰り	コンビニエンスストアのイートインスペースでの飲食
ファストフード店でのテイクアウト	ファストフード店の店内での飲食
飲食店のレジ前の菓子等の販売	飲食店で顧客が注文した料理の残りを折り詰めにして持ち帰る場合

※出典: 国税庁 (<https://www.nta.go.jp/>)

詳細については、上記ホームページをご確認ください。

NEWS!



～普及が進むキャッシュレス決済～

クレジットカードや交通系ICカード、スマートフォンアプリなど、私達の生活には現金を使用しない支払方法(キャッシュレス決済)が浸透しつつあります。店舗における現金管理の省力化による生産性の向上、脱税や現金を狙った強盗などの抑止、支払データの活用による消費の利便性向上や消費の活性化等、様々なメリットがあるとして政府が普及を推進していますが、私達の生活はどのように便利になるのでしょうか。

キャッシュレス決済は、ATMで現金をおろす手間を減らすことができ、レジでの支払いが簡単でスピーディーになり、ポイントが貯まるサービスも多いといったメリットがあります。また、2019年10月から2020年夏の東京オリンピックまでの9か月間、消費税増税への経済対策としてキャッシュレス決済した際にポイント還元を行う考えを政府は表明しています。これをきっかけにキャッシュレス決済を始めてみてはいかがでしょうか。

なんでもデータ!!

世帯人員別1ヶ月間の支出 ～家計調査より～

食費や光熱費など生活のための日常的な支出である家計費。あなたのご家庭はいかがですか？

(単位：円)

世帯人員 (人)	1人	4人
有業人員 (人)	0.52	1.86
世帯主の年齢 (歳)	58.6	48.7
消費支出	161,623	313,151
食料	39,649	79,364
住居	20,680	14,093
光熱・水道	11,380	23,187
家具・家事用品	5,044	10,767
被服及び履物	5,661	13,923
保健医療	7,044	10,889
交通・通信	18,825	47,522
教育	7	27,733
教養娯楽	18,433	31,180
その他の消費支出	34,900	54,494

家計調査(平成29年)より

※家計調査は国(総務省統計局)が毎月実施している統計調査です。全国の世帯の縮図となるよう統計理論に基づいて無作為に抽出し調査が行われています。調査世帯では6ヶ月間(単身世帯は3ヶ月間)毎日のすべての収入と支出を家計簿に記入します。

カーライフプラン

H31.2.1現在

ご融資金額

1,000万円まで

担保・保証人

原則不要

(しんきん保証基金の保証がつかます)

金利(固定金利・保証料を含みます)

(最優遇金利)

(基準金利)

3年以内 年1.700%～年2.800%

3年超5年以内 年1.900%～年3.000%

5年超8年以内 年2.200%～年3.300%

8年超10年以内 年2.400%～年3.500%

※エコカーローンの取り扱いもございます。詳しくは当金庫HPをご覧ください。窓口までお問い合わせください。

※「最優遇金利」とは、「中南メインバンクサービス」で最大年1.000%の引き下げと次の<1><2>のいずれかに該当しカーライフプランは年0.100%、教育プランは年0.230%の引き下げを併せて適用したご融資利率です。

教育プラン

H31.2.1現在

ご融資金額

1,000万円まで

担保・保証人

原則不要

(しんきん保証基金の保証がつかます)

金利(変動金利・保証料を含みます)

16年以内

(最優遇金利)

(基準金利)

年1.725%～年2.955%



<1>過去に当金庫で借入いただいたしんきん保証基金保証付個人ローン、同住宅ローン、ジャックス保証付中南オートローンのご利用実績が次の①②のいずれかに該当する方

①返済実績が6か月以上あり、直近の返済に遅れがない

②完済して3年以内

<2>しんきん保証基金保証付カードローンをお持ちの方(同時申込み可)

詳しい内容は窓口または渉外担当者へお問い合わせください。

気さくなおつきあい

中南信用金庫

<http://www.chunan-shinkin.co.jp>

